

特定建設作業チェック表

特定建設作業の種類	騒規法	振規法	市条例	備 考	
くい打機を使用する作業					
1. くい打ち	ア、もんけん	—	—	—	人力による木くい、木矢板のくい打
	イ、圧入式	○	—	—	
	ウ、アースオーガー併用	—	○	○	(打込みを伴う場合に限る)
	エ、その他	○	○	—	ディーゼルハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、ドロップハンマ、ハイプロハンマ等
2. 場所打ちくい		—	—	○	コンクリートポンプ車使用
くい抜機を使用する作業					
1. 油圧式		○	—	—	
2. その他		○	○	○	パイルエキストラクタ
くい打くい抜機を使用する作業					
1. 圧入式		—	—	—	くい打くい抜機を使用する作業の場合に限る
2. その他		○	○	—	
びょう打機を使用する作業					
リベッチングハンマ等		○	—	—	
さく岩機を使用する作業					
1. ブレーカ	ア、手持式	○	—	—	
	イ、その他	○	○	—	アイオン等 レッグドリル、ビッグハンマ、ドリフタ、スマート等
2. その他		○	—	—	(移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る)
空気圧縮機を使用する作業					
1. 電動式		—	—	—	
2. その他	15kW以上	○	—	—	さく岩機の動力として使用する場合を除く
コンクリートプラントを設けて行う作業					
1. モルタル		—	—	—	
2. その他	混練容量0.45以上	○	—	—	
アスファルトプラントを設けて行う作業					
混練重量200kg以上		○	—	—	
バックホウを使用する作業					
定格出力 80kW以上		○	—	—	環境大臣が指定するものを除く
トラクターショベルを使用する作業					
定格出力 70kW以上		○	—	—	環境大臣が指定するものを除く
ブルドーザーを使用する作業					
定格出力 40kW以上		○	—	—	環境大臣が指定するものを除く
鋼球を使用して工作物を破壊する作業		—	○	—	
舗装版破碎機を使用する作業		—	○	—	移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る
インパクトレンチを使用する作業		—	—	○	
バイブレーションローラー及びランマーを使用する作業		—	—	○	
電動工具を使用するはつり作業		—	—	○	
電力源として発電機を使用する作業		—	—	○	10kW
原動機を使用する整地作業		—	—	○	300㎡以上